

普天間飛行場への外来機飛来及び夜間飛行等による騒音被害に関する意見書

宜野湾市民は戦後 78 年もの長い間、米軍機騒音をはじめ普天間飛行場から派生するさまざまな基地被害に苦しみながら生活を続けている。

まちのど真ん中にある同飛行場は、その特性ゆえに市民の生活圏の真上を日常的に飛び交うことによる航空機事故への懸念や、騒音等による基地被害が市民の大きな負担となっている。

特に、ジェット戦闘機や大型輸送機などのいわゆる外来機の飛来に伴う騒音については、市民の平穏な生活を脅かし、健康的な生活権をも侵害している。

このような中、F A - 18 ジェット戦闘機や C - 5 ギャラクシー大型輸送機をはじめとする外来機の普天間飛行場への飛来が相次いでおり、8月11日から22日にかけて50回もの飛来が確認されている。

さらに、再三の申し入れにも関わらず、「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」で制限されている夜間 22 時以降の飛行及び地上におけるエンジン調整等による騒音が頻発しており、市民の健やかな睡眠の妨害となり、苦情が多数寄せられている状況は市民の安心安全な暮らしが脅かされていると言わざるを得ない。

市民の負担はすでに限界を超えており、市民が実感できる危険性除去や基地負担軽減を強く求めている中で、この状況は著しく配慮に欠けており、極めて遺憾である。

よって、本市議会は、市民の尊い生命及び財産並びに生活を守る立場から、この現状は断じて容認できず、嚴重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 一 普天間飛行場への外来機の飛来を禁止し、「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」に基づき夜間 22 時から 6 時までの飛行及び地上でのエンジン調整等は行わないこと。
- 一 普天間飛行場を絶対に固定化せず、一日も早い閉鎖・返還を実現すること。
- 一 普天間飛行場の危険性除去及び負担軽減について、市民が実感できる形で着実に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 9 月 8 日

沖縄県宜野湾市議会

〈あて先〉 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄基地負担軽減担当大臣、沖縄防衛局長、外務省沖縄担当大使